

TAMA協会 定 款

社団法人許可日 平成13年4月2日



一般社団法人 首都圏産業活性化協会

一般社団法人首都圏産業活性化協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人首都圏産業活性化協会（略称「TAMA協会」、英文名 Greater Tokyo Initiative）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都八王子市に置き、従たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中央部等を一体とした地域の産学官の強固な連携の下で、環境調和の観点にも配慮しつつ、同地域の中堅・中小企業の製品開発力の強化と市場の拡大並びに新規創業環境の整備を図ることなどを通じて、当該地域を世界有数の新規産業創造の基盤として発展させ、もって21世紀の我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域産業活性化に関する調査研究
- (2) 地域産業活性化に関する情報の収集及び提供
- (3) 地域産業活性化に資する研究開発の促進
- (4) 地域産業活性化に資する産業界及び産学官における交流・連携の促進
- (5) 地域産業活性化に資する新規創業環境の整備
- (6) 地域産業活性化に資する広報普及、展示会、研修会等の開催
- (7) 地域産業活性化に資する人材の育成及び職業紹介
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において議決するところにより別に定められた基準にしたがって入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判をうけたとき

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(4) 解散又は破産したとき

(5) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(7) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から第10条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対

する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他拠出金品は返還しない。

第3章 役員、顧問及び参与

(役員の設定)

第12条 本会に、役員として理事のほかに監事を置き、その員数は次のとおりとする。

- (1) 理事 25人以上30人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、必要に応じて1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の過半数をもって選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認められたときは意見を述べること
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められる

ときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること

- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第17条 役員にふさわしくない行為があったときは、総会において解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会の議決を得て、報酬を支給することができる。

(責任免除)

第19条 本会は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第20条 本会に、顧問2人以内及び参与3人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第16条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第4章 総会

(種類)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第23条 本会の通常総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により副会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(招集手続きの省略)

第25条 総会は、第28条に定める書面表決を認めた場合を除き、正会員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(決議の方法)

第27条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員総数の半数以上であって、

正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

3 総会においては、第24条3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者に表決権の行使を委任することができる。なお、代理人により表決をする場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 理事会は3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した他の理事のうちから選任する。

(決議の方法)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第42条 会長は、事業年度ごとに次の書類により、本会の事業報告及び計算書類を作成し、事業年度終了後3カ月以内に附属明細書とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得て、総会へ提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 附属明細書

(特別会計)

第43条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議のほか、総会において正会員総数の半数以上であつて、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第45条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分の制限)

第46条 本会は正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 正会員に剰余金の分配をする総会の議決は無効とする。

(残余財産の帰属)

第47条 清算をする場合において、本会の残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければ変更することができない。

(合併等)

第49条 本会は、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 本会は、法人法第148条の事由により、解散することができる。

第8章 委員会

(委員会)

第51条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するために、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第53条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面により議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 総会の議事録（又は電磁的記録）
- (6) 第28条第2項に規定する同意書
- (7) 第35条に規定する理事会の議決を省略した場合の同意書
- (8) 理事会の議事録
- (9) 会計帳簿
- (10) 計算書類及び附属明細書
- (11) 前項の監査報告書
- (12) その他法令で定める書類及び帳簿

第10章 情報公開

(情報公開)

第54条 本会は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する事項については、理事会の議決によるものとする。

(公告)

第55条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第

- 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人首都圏産業活性化協会の会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日の本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人首都圏産業活性化協会の諸規則等は、一般社団法人首都圏産業活性化協会の諸規則として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の代表理事は古川勇二とする。